

滋賀県職業能力開発審議会について

1 附属機関の名称 滋賀県職業能力開発審議会

2 設置の趣旨

職業能力開発施策の推進を図るため、県職業能力開発計画や施策等に関する重要事項について調査審議を行うために設置している。

3 根拠法令等

(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項

都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(2) 滋賀県職業能力開発審議会条例（昭和44年滋賀県条例第42号）

第1条 職業能力開発促進法第91条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県職業能力開発審議会を置く。

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者および学識経験のある者のうちから、知事が任命する。（略）

4 任命委員数 15人（学識経験者等5人、事業主代表4人、労働者代表4人、
公募委員2名）

5 任命期間 令和6年9月1日から令和8年8月31日まで（2年間）

6 任 期 2年（1期2年で4期を限度とする。）

ただし、公募委員は、2期を限度とする。

7 審議回数 年2回程度の開催であるが、審議事項が多い時は年4回程度